

事業者向け食品表示講習会

オンライン+府内5会場同時開催！

食品表示法が令和2年4月1日から、新たな原料原産地表示制度についても令和4年4月1日から完全施行されました。最近の食品表示基準の改正を含めた講習会を開催しますので、是非ご参加ください！

京都府内で
食品を製造・販売
されている方へ



名称	ウイナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、その他)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/リン酸...
内容量	150g
賞味期限	令和4年12月1日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	(株)京都〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町1-1

令和4年 **11月28日** (月) **14:00~16:00** (受付13:30~)

- 内容 1 講義 「加工食品の表示事項(総論)」
「食品添加物の不使用表示に関するガイドラインについて」
「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)の概要について」
- 2 質疑応答・意見交換
- 3 食品トレーサビリティについて(情報提供)

オンライン参加と会場参加が選べます
オンライン参加・会場参加 どちらも事前のお申し込みが必要です。
詳しくは裏面をご覧ください。



開催会場一覧 

参加費無料 各会場定員あり

地域	会場	定員	問い合わせ先
乙訓地域	乙訓総合庁舎 第2会議室 向日市上植野町馬立8	20名	農政課 電話:075-414-4970 FAX:075-432-6866
山城地域	田辺総合庁舎 大会議室 京田辺市田辺明田1	30名	山城広域振興局 農商工連携・推進課 電話:0774-21-3212 FAX:0774-22-8865
南丹地域	亀岡総合庁舎 第2会議室 亀岡市荒塚町1-4-1	25名	南丹広域振興局 農商工連携・推進課 電話:0771-22-0426 FAX:0771-21-0118
中丹地域	綾部総合庁舎 第1会議室 綾部市川糸町丁畠10-2	30名	中丹広域振興局 農商工連携・推進課 電話:0773-62-2508 FAX:0773-62-2859
丹後地域	丹後保健所2階 講堂 京丹後市峰山町丹波855	15名	丹後広域振興局 農商工連携・推進課 電話:0772-62-4315 FAX:0772-62-4333

駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

開催会場のアクセスはこちら→



令和4年度事業者向け食品表示講習会 申し込み方法

11/21(月)申込〆切

オンライン参加の場合：事前に以下のURL/QRコードからご登録ください

参加登録URL https://zoom.us/webinar/register/WN_9-ciXs0sQT2yGdb79VBoLQ

アクセスすると「ウェビナー登録」の画面が表示されますので、必要事項を入力して「登録」ボタンを押してください。まもなく登録完了のメールを送付いたします。

以降、ご登録のメールアドレスへご案内を送付いたします。

メールが届かない場合は、メールアドレスが相違していないかご確認をお願いします。配信は、オンライン配信アプリケーションZoomを利用して行います。

視聴にはインターネット環境が必要です。

視聴は無料ですが、視聴にかかるインターネット通信料は、視聴者の負担となりますのでご了承ください。



会場参加の場合：インターネット/FAX/電話のいずれかでお申し込みください

インターネット申込フォームURL <https://forms.office.com/r/gc9C7y9JZP>

当日は直接会場へお越しください。駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。会場に講師はおりません。(オンラインの講座を会場で受講いただく形式となります。)

定員に達し、ご参加いただけない場合のみ、連絡いたします。

感染症予防のため、マスクの着用、手指消毒、検温に御協力をお願いします。

発熱等の症状がある方は、当日会場での参加をお断りする場合がございます。

ご自身で体調を確認の上、御参加ください。



令和4年度事業者向け食品表示講習会 会場参加申込書

FAX番号↓ (送り間違いにご注意ください)

乙訓 075-432-6866 / 山城 0774-22-8865 / 南丹 0771-21-0118 / 中丹 0773-62-2859 / 丹後 0772-62-4333

◆参加会場 【 乙訓 ・ 山城 ・ 南丹 ・ 中丹 ・ 丹後 】 ←いずれかに○をつけてください

◆団体・会社名

◆参加者氏名(ふりがな)

◆所在地

〒

◆TEL

-

-

◆E-mail

@

◆質問

※ 当日ご質問いただいても時間の都合上、全てにご回答できないこともありますのであらかじめご了承ください。
なお、個別の内容に関する質問は当講習会で回答できかねますので、右下のQRコードのお問い合わせ窓口へ別途ご相談ください。(例：当社製品の食品表示の〇〇について、△△の表記で問題ないか等)

